

認定コミュニティ活動状況資料

小和田地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1～2
規約等	3～7
委員名簿	8

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	9～18
当該年度の活動計画書及び収支予算書	19～20
特定事業の実績報告書及び収支決算書	21～23

(広報誌発行事業)

【参考資料】

小和田地区まちぢからニュース60号

小和田地区まちぢからニュース61号

小和田地区まちぢからニュース特集号(62号)

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

（地域背景）

小和田地区は、辻堂駅西口に近い藤沢市に隣接した総数約4,300世帯の6自治会からなり小和田コミセンを拠点にして単位自治会、関係諸団体或いは未組織の活動家が年間を通してさまざまな地域活動を展開している。

辻堂駅周辺地区は大型商業施設の進出で周辺の街環境が一変し車や人の流れがまた人口の増加によって生活環境が大きく変化してきている。

その流れはまだ続いており茅ヶ崎市による「辻堂駅西口周辺まちづくり計画」も途上にある。

これら住宅、人口の密集化は大災害発生時における人命の安全確保の面から最大の関心事となっておりその取り組みが深刻で最重要課題となっている。

関係諸団体はそれぞれの担当課題や地域事業活動に専門的に取り組んではいるが枠を超えた課題もあって他の団体との連携活動の必要性がふえてきている。

（趣旨）

地域の住民や諸団体が、一丸となって自分たちが暮しているまちの真に必要なとしている課題を述べあい情報、目標、価値観を共有して事業や活動に取り組んでいきたい。

今ひとつ十分でなかった諸団体間の横断的協力体制を強め、情報の共有や重要課題、共通課題を多面から絞り込み既成の枠にとらわれずに解決策や改善策を練り上げていきたい。

（将来の方向性）

新しいコミュニティへ向けての脱皮を急がねばならない。

生活充実や課題解決など住民の「想い」はまちちから協議会を通してまちづくりへ向かって行くというみんなの意識の転換が急がれる。

まちちから協議会を核とした地域自治システムが機能しやすいように従来仕組みの再編も必要となってくるだろう。

効率的で時間的負担が少なく且つ透明性のある連合内組織の確立が急がれる。

この協議会活動を通して幅広く多くの人たちが交わっていく輪作り=和づくりを目指していきたい。

住民主体の活動は、自治意識やモラルの高まりとなって住民間の絆を高め必ずや幅広い共助、近助の基盤向上につながっていくことだろう。

また、活動していく中でやり甲斐や楽しさも見出しながら新しいコミュニティを軌道へ乗せ持続的安定した協議会へと発展させていきたい。

認定基準確認表（小和田地区まちぢから協議会）

認定基準（条例第2条第2項）		適合状況
(1)	①規約に、「主として活動する区域」を規定しているか。	規約第2条に区域を規定している。
	②規約に規定した「主として活動する区域」が「市長が定める認定区域」と合致しているか。	「主として活動する区域」と「市長が定める認定区域」が合致している。
(2)	①規約に、構成員として「認定区域で活動する自治会」を規定しているか。	規約第5条（1）に規定している。 （全6自治会中、6自治会が構成員となっている。）
	②構成員の一覧を記載した書類により、「認定区域で活動する自治会が構成員となっていること」が明確になっているか。	各自治会が構成員となり、その代表が委員として名簿に記載され明確となっている。
	③認定区域で活動する自治会の全てが構成員になっていない場合は、各種団体や地域住民と連携・補完し合いながら、コミュニティがその認定区域の全部において公益を増進するための活動を行うことができる体制が、規約や活動計画書等により明確になっているか。 ※認定区域で活動する自治会の全てが構成員になっていない場合は、別紙「連携・補完体制確認表」も併せて提出してください。	該当なし
(3)	①規約に、構成員として「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号で定める団体」を規定しているか。	規約第5条（3）～（13）に規定している。
	②構成員の一覧を記載した書類により、「規則第3条第1項各号で定める団体が構成員となっていること」が明確になっているか。	定められた各種団体が構成員となり、明確に名簿に記載されている。

	①規約に、構成員として「公募により選出されるもの」を規定しているか。	規約第5条(15)に規定している。
(4)	②構成員の一覧を記載した書類により、「公募により選出されるものが構成員となっていること」が明確になっているか。 ※不在の場合は、「現在募集中であること」、「今後募集予定であること」が認定に必要となります。	「公募による者」として名簿に記載している。
	①規約に、「事業に認定区域に住所を有する全ての個人が参加できること」を規定しているか。	規約第9条、第17条から第19条に部会の設置を規定し、活動区域の誰もが気軽に参加できる協議の場づくりを進めている。
(5)	②活動計画書等により、「認定区域に住所を有する全ての個人が参加できる事業」が明確になっているか。	事業について活動計画書に記載している。
	①規約に、「運営が民主的に行われる仕組み」を規定しているか。	規約第9条第2項及び第3項に、会議について過半数の出席や議事は多数決にて決するとした意思決定の方法を規定している。
(6)	②活動計画書等により、「地域住民や事業者等に対し、活動を周知する体制や、意見や要望を聴取する体制が構築されていること」が明確になっているか。	活動計画書に記載している。
(7)	①規約に、「目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項」を規定しているか。	規約第1条に名称及び事務所の所在地、第2条に主として活動する区域、第3条に本会の目的、第6条から第8条に代表者に関する事項、第9条に会議に関する事項を規定している。
	①規約等から、「営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないこと」が読み取れるか。	別紙「活動計画書」、「活動報告書」のとおり、規約第3条に規定した目的、第4条にその目的を達成するための事業のみを行っている。
(8)	②毎年度の活動計画書及び収支予算書から、上記の項目に合致しないことが明確であるか。	活動計画書及び収支予算書で明確になっている。

小和田地区まちぢから協議会規約

第1条（名称及び所在地）

本会は小和田地区まちぢから協議会と称しその所在地を小和田地区コミュニティセンター（小和田1-22-60）内とする。

第2条（区域）

本会の活動区域は市長が告示する小和田地区の区域とする。

第3条（目的）

本会は地域における課題解決のために小和田地区を代表する組織として新たな地域コミュニティを形成し自主的かつ主体的に活動するとともに市と協働して住みよい地域社会を構築する事を目的とする。

第4条（事業）

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 住民相互及び各種団体の交流と親睦に関する事
- 2) 住民参画の促進に関する事
- 3) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関する事
- 4) 地域課題を共有しその解決のための検討、提案及び実施に関する事
- 5) 文化・福祉の向上、生活環境の保持改善に関する事
- 6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

第5条（委員）

本会には次に掲げる者からなる委員を置くものとする。

- 1) 市長が告示する小和田地区に属する単位自治会の代表
- 2) 小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会の代表
- 3) 小和田地区社会福祉協議会の代表
- 4) 小和田地区民生委員児童委員協議会の代表
- 5) 小和田小学校区青少年健全育成推進協議会の代表
- 6) 松林学区青少年育成推進協議会の代表
- 7) 松林地区体育振興会の代表
- 8) 小和田小学校こわだ会の代表
- 9) 松林小学校PTAの代表
- 10) 赤羽根中学校保護者と教師の会の代表
- 11) 松林中学校PTAの代表
- 12) 杉の子子ども会の代表
- 13) みんなのこわだボランティアセンターの代表

- 14) (社) 辻堂西口YU-ZUルームの代表
- 15) 公募による者 (若干名)
- 16) 本会が推薦する者
- 2 委員の任期は2年間とする。ただし再任を妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 (役員)

本会には次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 2名
 - 3) 書記 1名
 - 4) 会計 1名
 - 5) 監事 2名
- 2 前項の役員は総会において委員の中から互選により選任する。

第7条 (役員任期)

役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 欠員により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

第8条 (役員職務)

役員は次の職務を行う。

- 1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し会長に事故がある時にはその職務を代理する。
- 3) 書記は事務局を統括する。
- 4) 会計は会計事務を処理する。
- 5) 監事は本会の会計事務の状況及び業務執行について監査を行い結果を定期総会で報告せねばならない。

第9条 (会議)

本会の会議は総会、役員会、委員会及び部会とする。

- 2 会議は部会を除き各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会については委員のうち委任状の提出があった者は出席とみなす。
- 3 会議の議事は出席者の過半数で決し可否同数の場合は議長が決する。

第10条 (総会)

総会は委員をもって構成し会長が招集するものとする。その議長は出席した委員の中から選任する。

- 2 総会は定期総会と臨時総会とする。
- 3 定期総会は年度当初に開催する。

- 4 臨時総会は会長が認めたとき又は委員の 3 分の 1 以上からの要求があるときには招集しなければならない。

第 11 条（総会の議決事項）

- 1) 事業報告および決算に関すること。
- 2) 事業計画および予算に関すること。
- 3) 本会の役員を選任に関すること。
- 4) 協議会が推薦する者及び公募による委員の承認に関すること。
- 5) 規約の制定及び改廃に関すること。
- 6) 本会の組織及び運営方針に関すること。
- 7) その他委員から提案された事項に関すること。

第 12 条（総会の議事録）

総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時及び場所
 - 2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員を含む）
 - 3) 開催目的、審議事項、議決事項
 - 4) 議事の経過の概要及びその結果
 - 5) 議事録署名人の選任に関すること。
- 2 議事録には議長及びその総会において選ばれた議事録署名人 2 名の署名押印をしなければならない。

第 13 条（役員会）

役員会は役員（監事を除く。）、部会長、及び自治会長をもって構成し会長が招集する。更に第 5 条に掲げる団体の代表者の参加が必要な場合には会長が招集する。

- 2 役員会の議長は本会の会長が就く。
- 3 役員会では必要に応じて本会の委員以外の者に出席を求め意見を聞くことができる。

第 14 条（役員会の審議事項）

役員会では次の事項を審議する。

総会及び委員会に付議する事項や本会運営全般についての調整に関する事項。

第 15 条（委員会）

委員会は委員をもって構成する。

- 2 委員会の議長は本会の会長が就く。
- 3 委員会は会長が必要と認めたときに招集する。
- 4 委員会には委員以外の者の出席を求め意見を聞くことが

できる。

第 16 条（委員会の議決事項）

委員会は次の事項を議決する。

- 1) 総会及び役員会に付議すべき事項。
 - 2) 部会が協議した事業に関する事項。
 - 3) 部会間及び各団体間の連絡調整に関する事。
 - 4) 新たな部会の設置に関する事。
 - 5) 部会長の選任に関する事。
 - 6) 総会及び役員会で議決された事項の執行に関する事。
 - 7) 総会及び役員会の議決を要しない会務の執行に関する事。
 - 8) 委員の公募について募集手続きに関する事。
 - 9) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関する事。
 - 10) その他委員から提案された事項に関する事。
- 2 委員会開催の議事録を残す事。

第 17 条（部会）

部会は委員と部会員をもって構成する。

- 2 各部会には委員会が委員の中から選んだ部会長と部会の中から選んだ副部会長を置く。
- 3 部会は委員会または部会長が必要と認めたときに招集する。
- 4 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第 18 条（部会長及び副部会長の任務）

部会長及び副部会長は次の任務を行う。

- 1) 部会長は担当部会を代表し部会の運営を統括する。
- 2) 副部会長は部会長を補佐し部会長に支障がある場合にはその任務を代行する。

第 19 条（部会の協議事項）

部会は所掌する事項について調査・審議し委員会からの命を受け各種の事業を実施する。

- 2 部会名及び所掌する事項は別に定める。

第 20 条（事務局）

事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には委員会が推薦する者をおくことができる。

第 21 条（事務局の所掌事務）

事務局は次の事務を行う。

- 1) 会議への出席
- 2) 会議の開催通知及び会議資料に関する事。

- 3) 議事録の作成に関する事。
- 4) 市や諸団体等との連絡調整に関する事。
- 5) その他本会の運営に必要な事項に関する事。

第 22 条 (住民等からの意見等の取扱い)

会議で出された意見等の他小和田地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は事務局が取りまとめ委員会に報告する。

第 23 条 (事業・会計年度)

事業及び会計年度は毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日とする。

第 24 条 (運営経費)

本会の運営のための経費は補助金やその他の収入をもって充てる。

第 25 条 (必要事項)

その他本会の運営について必要な事項は別に定める。

附則 この規約は平成 26 年 10 月 29 日から施行する。

- 2 この規約の成立後、最初の委員・役員の任期は、第 5 条の 2 及び第 7 条の規定にかかわらず、26 年度末までとする

附則 この規約は平成 28 年 4 月 24 日から施行する。

附則 この規約は平成 29 年 4 月 23 日から施行する。

附則 この規約は令和 3 年 4 月 17 日から施行する。

附則 この規約は令和 4 年 4 月 16 日から施行する。

令和7年度 小和田地区まちぢから協議会 委員名簿

No.	役職	氏名	所 属 団 体
1	会長	雫石 剛	協議会推薦（菱沼小和田自治会）
2	副会長	三浦 一浩	赤松町自治会会長
3	副会長	下山 博	協議会推薦（プランヴェール湘南茅ヶ崎自治会）
4	書記	大野 久美子	協議会推薦（小和田小学校こわだ会代表）
5	会計	川原 葉月	協議会推薦
6	監事	日比 雅美	協議会推薦（新宿自治会）
7	監事	小林 範夫	協議会推薦（赤松町自治会）
8	委員	風岡 学	広報部会長・小和田地区自治会連合会会長
9		豊田 幸子	協議会推薦（菱沼小和田自治会）
10		高木 眞由美	子ども部会長・協議会推薦（本宿自治会）
11		眞壁 章	本宿自治会会長
12		安良岡 靖史	新宿自治会会長・松林学区青少年育成推進協議会代表
13		北嶋 洋	菱沼小和田自治会会長
14		竹内 文雄	赤松自治会会長
15		木下 博晃	プランヴェール湘南茅ヶ崎自治会会長
16		齋藤 里子	小和田小学校区青少年健全育成推進協議会会長
17		山田 恒久	小和田地区民生委員児童委員協議会会長
18		矢藤 誠治	小和田地区社会福祉協議会会長
19		鈴木 徳信	松林地区体育振興会代表・（社）辻堂西口 YU-ZUルーム代表
20		山下 眞人	みんなのこわだボランティアセンター長
21		小林 玲子	小和田小学校こわだ会代表
22		堀江 恵	赤羽根中学校保護者と教師の会代表
23		三瓶 まどか	松林中学校PTA代表
24		片山 加奈子	松林小学校PTA代表
25		中浦 幸恵子	杉の子こども会会長
26		須藤 亮	公募委員（新宿自治会）
27	南 吉夫	公募委員	
オブザーバー	高澤 誠	小和田小学校校長	
市役所担当	杉本 真太郎	市民自治推進課	

前年度の活動報告書及び収支決算書

小和田地区まちぢから協議会 令和7年度 実績報告

1 会議等の実施

(1) 総会、役員会、委員会

日付	会議	主な内容、出席者等
令和7年4月10日	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7年度役員会・委員会予定表について ○令和7年度定期総会議案の最終確認について ○公募委員の考え方について ○6/21連絡会研修会出席者について
令和7年4月12日	定期総会	<ul style="list-style-type: none"> 議案第1号 令和6年度事業報告および収支決算・監査結果について 議案第2号 令和7年度事業計画および収支予算について 議案第3号 令和7年度協議会推薦委員の選任・承認について 議案第4号 令和7年度新役員の選任・承認について 議案第5号 令和7年度委員名簿について
令和7年4月12日	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○退任役員、退任委員、新役員、新委員の挨拶 ○新旧役員の引継ぎ（役職ボードの伝達等）
令和7年5月13日	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ○第12分団挨拶及び収支報告 ○役員自己紹介 ○フリースペース企画について：子ども部会 ○公募委員募集について
令和7年5月13日	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○委員自己紹介 ○フリースペース企画について：子ども部会 ○公募委員募集について ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会5月度定例会報告
令和7年6月		役員会・委員会 休会
令和7年7月26日	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ○部会規定改定の件
令和7年7月26日	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○フリースペース企画について：子ども部会 ○市長と語る会について ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会7月度定例会報告
令和7年8月		役員会・委員会 休会
令和7年9月16日	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ○市長と語る会について
令和7年9月16日	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○市長と語る会について ○小和田三郵便局長挨拶 ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会9月度定例会報告
令和7年9月16日 令和7年10月14日	臨時総会 役員会	<ul style="list-style-type: none"> ○協議会推薦委員選出について ○部会規定について ○中間監査（会計より） ○小和田地区公共施設の歩みについて ○まちぢから協議会審議会答申について

		○市長と語る会について ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会 10 月度定例会報告
令和7年10月14日	委員会	休会
令和7年11月15日	役員会	○市長と語る会について ○公募委員再募集について ○次年度役員及び年間予定について
令和7年11月15日	委員会	○市長と語る会について ○公募委員再募集について ○次年度年間予定について ○賀詞交歓会について ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会 11 月度定例会報告
令和7年12月		役員会・委員会 休会
令和7年1月20日	役員会	○令和8年度まち協定例会日程検討の件について ○市長と語る会について ○コミセン内保管の備品廃棄について ○役員手当について ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会 1 月度定例会報告
令和8年1月20日	委員会	休会
令和8年2月28日	臨時総会	○役員手当新設について
令和8年2月28日	役員会	休会
令和8年2月28日	委員会	○令和8年度まち協定例会日程の件（総会日程・人事改選等）について ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会 2 月度定例会報告 ○市長と語る会の件（感想・反省等）について
令和8年3月17日	役員会	休会
令和8年3月17日	委員会	○令和8年度定期総会に関する確認 ○令和8年度参加委員に関する確認

(2) 交通安全部会

日付	会議の名称	主な内容、出席者等
令和7年4月24日	第157回部会	○部会員の自己紹介について ○活動予定について ○小和田小学校交通安全教室について
令和7年5月22日	第158回部会	○東小和田交差点自転車左側通行啓発活動について ○小和田小学校交通安全教室について ○通学路改善提案について
令和7年6月19日	第159回部会	○自転車教室について ○小和田小学校交通安全教室について ○東小和田交差点自転車左側通行啓発活動について

令和7年9月4日	第160回部会	○通学路改善提案について ○9月の草あつめについて ○ゾーン30について
令和7年10月23日	第161回部会	○通学路の草取りを開催してみ ○5年生自転車教室について ○市長と語る会部会報告について
令和7年12月18日	第162回部会	○市長と語る会について ○子ども達の見守りにについて
令和8年1月22日	第163回部会	○市長と語る会について ○通学路改善提案の要望事項について ○ゾーン30の旗について ○次年度活動予定について
令和8年3月26日	第164回部会	○次年度活動及び部会員、予算等確認 ○交代部会員の活動感想等

(3) 広報部会

日付	会議の名称	主な内容、出席者等
通年	広報活動事業の検討	○時期に応じて広報紙発行、各種所属団体のイベント周知等に伴うホームページ・ブログ更新
令和7年5月29日	第33回部会	○「広報部会」新任会員の紹介 ○まちぢからニュース60号の企画検討。
令和7年7月22日	第34回部会	○まちぢからニュース60号の仕分け日提案。8/4実施 ○まち協10周年記念誌編集方針打ち合わせ。
令和7年9月30日	第35回部会	○まちぢからニュース61号の編集。 ○まち協10周年記念誌編集方針打ち合わせ。
令和7年11月25日	第36回部会	○まち協10周年記念誌編集方針打ち合わせ。目次案提示。 寄稿文作成者決定・一部依頼済み。
令和8年1月27日	第37回部会	○まち協10周年記念誌第1回校正。以降はメール・LINEでの校正。
令和8年3月25日	第38回部会	○次年度の方針決定。

(4) 防災部会

日付	会議の名称	主な内容、出席者等
令和7年4月23日	第54回部会	○令和7年度小和田地区まちぢから協議会総会(4/12)報告 ○令和7年度事業計画について ○令和7年度第9回安否確認訓練(6/22)実施について ○防災訓練10/19(日)実施について ○感震ブレーカー補助金制度活用について

令和7年5月28日	第55回部会	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7年度第9回安否確認訓練 6/22(日)実施について⇒資料確認 ○防災訓練(10/19)について⇒『広域避難場所避難訓練』(リュック背負) ○感震ブレーカー設置率 25%に向けた取り組みについて ○感震ブレーカー説明会の各自治会毎開催予定について
令和7年6月25日	第56回部会	<ul style="list-style-type: none"> ○こわだ防災 Vol. 16 発行に伴う依頼事項について ○一時避難場所(拠点)認定に向けて(YU-ZU. コミセン. 複合施設) ○感震ブレーカー説明会実施報告について ○こわだ防災 Vol. 16 発行に伴う依頼事項について ○一時避難場所(拠点)認定に向けて(YU-ZU. コミセン. 複合施設)
令和7年7月23日	第57回部会	<ul style="list-style-type: none"> ○安否確認訓練集計表見直し案・施設点検表一覧について ○令和7年度第24回防災訓練『広域避難場所避難訓練』実施計画案の検討 ○感震ブレーカー補助金制度活用⇒現況報告及び今後の計画について ○小和田地区に設置された各自治会の防災倉庫の現状について
令和7年8月27日	第58回部会	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7年度小和田地区第24回(10/19)防災訓練実施(企画書案)について ○感震ブレーカーの購入申込状況について
令和7年9月23日	第59回部会	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7年度小和田地区第24回(10/19)防災訓練・報告会実施について ○感震ブレーカー補助金制度活用⇒現況報告及び今後の計画について
令和7年10月22日	第60回部会	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7年度小和田地区第24回(10/19)防災訓練実施報告について ○感震ブレーカー補助金制度活用⇒現況報告及び今後の計画について
令和7年11月26日	第61回部会	<ul style="list-style-type: none"> ○1/31(土)防災対策課主催の「みんなの防災展」出展について ○感震ブレーカー補助金制度活用⇒現況報告及び今後の計画について ○市長と語る会部会報告案について⇒大野書記参加 ○こわだ防災 Vol. 17 発行について ○感震ブレーカーzen 断+のデモ機等について意見交換
令和7年12月24日	第62回部会	<ul style="list-style-type: none"> ○市長と語る会について⇒1部(部会報告)と2部(質問:断水時の市の対応?) ○子ども防災計画案について⇒ビデオ配信等・こども部会他とのコラボ案 ○まち協賛交歓会(1/11)のお知らせ及び参加者確認 ○1/31(土)「みんなの防災展」展示内容の確認について

令和8年1月28日	第63回部会	<ul style="list-style-type: none"> ○市長と語る会(2/14)について⇒要望:デジタルサイネージ設置 ○令和8年度防災部会開催の日程について(コミセン・複合施設) ○令和8年度第10回安否確認訓練(6/14)・地区防災訓練(11/22)日程確認 ○感震ブレーカー次年度以降の設置率UP計画について
令和8年2月25日	第64回部会	<ul style="list-style-type: none"> ○小和田小学校備蓄の防災資機材の点検・試運転(実施予定日)について ○感震ブレーカー説明会開催の継続と啓発活動について ○令和8年度防災部会長選出⇒次月へ繰越
令和8年3月25日	第65回部会	<ul style="list-style-type: none"> ○2/28(土)「みんなの防災展」の報告及び次年度に向けた意見交換 ○令和8年度第25回小和田地区防災訓練企画案の検討 ○子ども防災企画案(こども部会・こわだ会等とコラボ)の検討について ○3/22(日)開催の防災展(菱沼小和田自治会)実施報告

(5) 子ども部会

日付	会議の名称	主な内容、出席者等
令和7年4月15日	第1回部会	<ul style="list-style-type: none"> ○まちぢから協議会こども部会設立について ○部会委員紹介 ○夏休みフリースペース開催場所/日程調整
令和7年5月20日	第2回部会	<ul style="list-style-type: none"> ○フリースペーススタッフ協力依頼について ○企業協賛、イベント、広報について ○行事保険について
令和7年6月24日	第3回部会	<ul style="list-style-type: none"> ○フリースペース必要物品の確認について ○ボランティア担当分けについて ○イベント内容について ○広報(ポスター/チラシ)について
令和7年7月15日	第4回部会	<ul style="list-style-type: none"> ○フリースペース運営の確認 ○安全面(熱中症対策)の確認について ○必要物品の確認について
令和7年7月25日	「フリースペース小和田」開設	○YU-ZU ルーム (子供 32 人/ボランティア 33 人)
令和7年8月1日		○YU-ZU ルーム (子供 30 人/ボランティア 22 人)
令和7年8月5日		○小和田コミセン (子供 26 人/ボランティア 24 人)
令和7年8月8日		○YU-ZU ルーム (子供 24 人/ボランティア 35 人)
令和7年8月13日		○小和田コミセン (子供 13 人/ボランティア 23 人)
令和7年8月20日		○小和田コミセン (子供 25 人/ボランティア 17 人)
令和7年8月22日		○YU-ZU ルーム (子供 35 人/ボランティア 21 人)

令和7年8月26日 令和7年8月29日		○小和田コミセン（子供19人/ボランティア19人） ○YU-ZUルーム（子供31人/ボランティア24人）
令和7年9月30日	第5回部会	○こども部会 部会規定について ○令和7年度夏休みフリースペースについて総括
令和7年10月28日	第6回部会	○「市長と語る会」について ○夏休み以外の長期休暇中のフリースペース開催について
令和8年1月20日	第7回部会	○「市長と語る会」こども部会発表内容について ○春休みフリースペース開催について
令和8年2月10日	第8回部会	○春休みフリースペース日程/準備/広報について ○ボランティア募集について ○物品確認
令和8年3月10日	第9回部会	○令和8年度こども部会部会日程について ○令和8年度夏休みフリースペース日程について ○春休みフリースペース運営について

2 各種会議を除く事業（市民集会・防災訓練など）

日付	事業名	内容・実施体制・参加者数
約半年に1回	広報紙発行业務	次頁以降記載
令和7年4月～	東小和田交差点での自転車啓発活動	次頁以降記載
令和7年6月・10月	安否確認訓練・防災訓練の企画立案	次頁以降記載
令和7年9月23日	草あつめ～通学路をキレイに～	次頁以降記載
令和7年11月19日	ゾーン30キャンペーン	次頁以降記載
令和8年2月14日	市長と語る会	次頁以降記載

(1) 広報紙発行事業

〈概要〉 協議会で実施した事業等の情報について周知を図る目的として年3回発行しているが、今年度は「小和田地区まちぢからニュース60・61号」に加えて、特集号として「小和田地区まちぢから協議会10周年記念誌」を発行した。60号では各自治会、各団体の活動を特集し、61号では各部会の活動紹介、特集号では小和田地区まちぢから協議会が設立10年を迎えることを記念し、日々活動に尽力する関係者による寄稿文や地域の歴史を掲載した。

〈発行部数〉

小和田地区まちぢからニュース60号=5,500部 A3 4頁折り

小和田地区まちぢからニュース61号=5,500部 A4 4頁折り

小和田地区まちぢからニュース特集号(62号)=6,000部 B5 26頁折り

〈配布方法〉 自治会に配布を依頼しているほか、地区コミュニティセンター、複合施設や「YU-ZUルーム」に配架。

令和7年8月1日発行 第60号 小和田地区まちぢからニュース

小和田地区まちぢからニュース

発行：小和田地区まちぢから協議会
問合せ：小和田地区コミュニティセンター
電話：0467-52-9016

令和7年度 小和田地区まちぢから協議会 新委員の紹介

令和7年度、小和田地区まちぢから協議会の新委員 64月12日(土)に開催の定例会で定まりました。今年度から新たに、上赤羽根自治会会長の細田氏長、副会長、書記および会計の役員が前年度から引き継ぎました。今年度から新たに、上赤羽根自治会会長の細田氏が、オブザーバとして委員会に出席されます。

新たに立ち上げた「こわだまち協ブログ」



小和田コムセンでの定期総会

役職	氏名	所属団体
会長	宇石 剛	小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会
副会長	三浦 一浩	赤松町自治会
副会長	下山 博	協議会推薦 (フランドール湘南茅ヶ崎自治会)
書記	大野 久美子	協議会推薦 (東小和田自治会)
会計	川原 葉月	交通安全部会長・協議会推薦
監事	白比 雅夫	協議会推薦 (新田自治会)
監事	小林 雅夫	協議会推薦 (赤松町自治会)
副会長	飯沼 学	広報部会長・自治会推薦 (東小和田自治会)
副会長	豊田 幸子	防災部会長・協議会推薦 (豊沼小和田自治会)
副会長	高木 真由美	子ども部会長・協議会推薦 (本宿自治会)
職員	藤原 隆	本宿自治会
	安住 靖史	新田自治会会長・松林学区青少年育成推進協議会代表
	北嶋 洋	豊沼小和田自治会
	竹内 文雄	赤松町自治会
	木下 博美	フランドール湘南茅ヶ崎自治会
	齊藤 里子	小和田小学校区青少年育成推進協議会
	山田 悠久	小和田地区民生委員児童委員協議会
	大塚 淑治	小和田地区社会福祉協議会
	鈴木 悠佳	小和田地区青年部会代表 (一社)辻西国YU-ZUルーム代表理事
	山下 真人	みんなのこわだボランティアセンター長
	小林 玲子	小和田小学校PTA代表
	佐藤 律子	新田中学校保護者と教師の会代表
	三坂 まどか	松林中学校PTA代表
	片山 加奈子	松林小学校PTA代表
	山口 薫	杉の子子ども会代表
	藤原 亮	公事委員 (新田自治会)
市役所担当	杉本 真太郎	市民自治推進課 課長
オブザーバ	高澤 誠	小和田小学校校長
	細田 勲	上赤羽根自治会会長

第60号

令和7年11月1日発行 第61号 小和田地区まちぢからニュース

小和田地区まちぢからニュース

発行：小和田地区まちぢから協議会
問合せ：小和田地区コミュニティセンター
電話：0467-52-9016

令和7年度 小和田地区まちぢから協議会各部会の紹介

小和田地区まちぢから協議会が発足して10年を迎えました。発足からいくつかの部会が立ち上がり、活動が、夜更けまで続いた部会もあります。今年では、現在も活動している部会を紹介いたします。なお、小和田地区での設置プレーヤーの設置が協議会のごことで、特に紙面を割きました。

広報部会

■部会長：風岡 学 (かざおかまなぶ)

令和7年度から前任の香山氏より引き継いで、新たな活動を始めました。今まで個別で作られてきた「まちぢから協議会」ホームページを、将来的にブログ方式の「こわだまち協ブログ」に移行しています。ホームページは管理・運営に負担が大きいのですが、画面は更新しています。

「発行物も、2年続けて特集号を発行してきましたが、今年度は協議会10周年の節目であることを受け、新聞形式ではなく、保存版とならうの小冊子形式での記念号を発行予定しています。来年度以降は特集号を止し、ネットワークを活用した、デジタルでの情報発信を積極的に進めていく予定です。部会員の各自の自治会や団体(社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、青少年健全育成推進協議会)3名で構成。

交通安全部会

■部会長：川原 葉月 (かわはらほづき)

今年度の交通安全部会員は10名です。私が部会長になって3年目に入りました。

活動内容は、

- 自転車の車道左側通行啓発活動
- 時速30km規制道路でのゾーン30啓発活動
- 「車あつめ」と題した道路の車取り
- 小学校区巡回啓発
- 小学校の歩行訓練教室、自転車教室への参加

部会活動を通して地域の人が少しでも安心安全に暮らせる地域づくりにならばと思っています。部会員の各自の自治会や団体(社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、青少年健全育成推進協議会)3名で構成。

車あつめ 語学語点検 車道左側通行啓発活動

第61号

小和田地区まちぢからニュース特集号

〜 小和田地区まちぢから協議会 設立10周年を迎えて 〜



小和田地区からの富士山



小和田地区まちぢから協議会

10周年記念誌(第62号)

(2) 東小和田交差点での自転車啓発活動

〈日時〉 令和7年4月～ (毎月第3水曜日 午前7:00～)

〈概要〉 辻堂駅近辺の開発に伴い、交通量が急速に増加した東小和田交差点において、自転車のマナー改善を目的に啓発活動を行った。

〈参加者〉 各回 約10名



(3) 草あつめ～毎日つかう通学路をキレイに！～

〈日 時〉令和7年9月23日

〈概 要〉 令和6年度に引き続き、交通安全部会の主催で小和田小学校の通学路の草あつめを行った。学校とも連携を図りながら事業を実施し、多くの保護者と子どもたちが参加した。

〈参加者〉 121名（子ども60名、大人61名）

(4) 市長と語る会

〈日 時〉令和8年2月14日

〈概 要〉 市長はじめ行政の理事者との意見交換を目的として開催した。第一部では各部会の活動報告に加え、行政へ要望を行った。第二部では、地域住民から質問を募り、防災や学校給食に関してテーマが話し合われた。

〈参加者〉 40名（うち行政からの出席者8名）



草あつめ



市長と語る会

(5) フリースペース小和田

〈日 時〉令和7年7月25日～8月29日（期間内に計9回開催）

〈概 要〉 これまでは民児協で主催してきた、小中学生向けの夏休みの居場所づくりについて、こども部会を立ち上げて実施した。YU-ZU ルームでは5日間、コミセンでは4日間開催し、日替わりイベント企画なども通じて、多くの子ども達で賑わった。



(6) ゾーン30キャンペーン

〈日 時〉令和7年11月19日

〈概 要〉 歩行者、通学児童、自転車等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートルの交通規制を実施。辻堂駅西口付近で、通勤・通学途中の方々に向けてスピーカーで告知し、また、ゾーン30エリア内を歩いて啓発活動を行った。



(7) 安否確認訓練・防災訓練の企画立案

〈日 時〉安否確認訓練：令和7年6月22日

防災訓練：令和7年10月19日

〈概 要〉 地区自治会連合会が主催する安否確認訓練及び防災訓練について、防災部会が事業の企画立案を行った。安否確認訓練については、小和田小学校体育館を本部として自治会毎に情報集約を行った。防災訓練については、第一部では令和6年度に引き続き、「広域避難場所避難訓練」と称し、自治会毎に設定した一時避難場所から広域避難場所に避難する訓練を行った。第二部では東小和田公園で飲料水兼用貯水槽(100t 水槽)を利用した給水訓練や起震車体験を実施した。



安否確認訓練



防災訓練

令和7年度 小和田地区まちぢから協議会収支決算書

収入の部

項目	予算額	決算額	内 訳
補助金(市より) 運営等助成金	250,000	250,000	運営費等助成金 250,000円
補助金(市より) 特定事業助成金①	285,000	285,000	「まちぢからニュース10周年記念誌」発行事業費 285,000円
雑収入	0	386	通帳利子
合 計	535,000	535,386	

支出の部

項目	予算額	決算額	内 訳
【本部】			
事務消耗品費	15,000	2,302	消耗品費
会議費	5,000	0	会議費
印刷製本費	40,000	35,624	印刷・コピー(コミセン23,900円、コンビニ11,724円)
通信運搬費	2,000	0	
事業費	38,000	5,000	保険料、市長と語る会特集号発行費等
事務作業手当	10,000	10,000	
旅費交通費	5,000	5,700	まちぢから協議会連絡会研修会、復興ワークショップ交通費等
研修費	0	0	
役員等手当	0	90,000	役員5名、部会長4名(各10,000円)
その他	5,000	0	
小計(本部)	120,000	148,626	
【部会】			
交通安全部会	30,000	20,053	事業費、消耗品費、印刷・コピー
広報部会	75,000	57,708	まちぢからニュース60号・61号印刷費、消耗品費
防災部会	10,000	7,550	消耗品費、交通費、印刷・コピー(2,490円)
子ども部会	10,000	13,050	YU-ZUルーム施設使用料、、印刷・コピー(1,050円)
予備費	5,000	0	
小計(部会)	130,000	98,361	
運営費合計(本部+部会)	250,000	246,987	
特定事業費①			
委託料	275,000	196,490	まちぢから協議会10周年記念誌 印刷費
予備費	10,000	0	振込手数料
特定事業費合計	285,000	196,490	
市への返還金			
運営費等助成金 返還金	0	3,399	(助成金250,000円+利子386円)-運営費246,987円
特定事業助成金 返還金	0	88,510	助成金285,000円-事業費196,490円
市への返還金 小計	0	91,909	
合 計	535,000	535,386	

令和8年4月9日

上記の通り令和7年度収支決算を報告致します。

会長 雫石 剛

会計 川原 葉月

令和7年度収支決算について監査の結果、適正であると認めます。

監事 日比 雅美

監事 小林 範夫

当該年度の活動計画書及び収支予算書

令和 8 年度小和田地区まちぢから協議会事業計画

1 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に係る事務について

- (1) 各種提出書類の作成
- (2) 認定コミュニティ助成金（運営事業助成金・特定事業助成金）の申請に係る事務

2 協議の場の創出に関すること

(1) 部会の開催

部会名	令和 8 年度	計 画
交通安全	昨年度活動の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・東小和田交差点での自転車安全運転啓発活動の継続 ・通学路の合同点検 ・草あつめ ・ヘルメット着用率向上のための施策検討
広報	まちぢからニュースの発行及びブログでの情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・まちぢからニュースの発行 63号（7月下旬） 64号（12月下旬） ・小和田まち協ブログ更新
防災	昨年度活動の継続実施に加え、防災意識を高める活動等を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度活動の継続実施 （安否確認訓練（6/14）・地区防災訓練（11/22）各メニューの立案と提案） ・感震ブレーカー設置率 15%の目標推進 ・防災意識向上の為の情報配信計画（施設利用） ・子ども防災計画（地域ぐるみ） ・小和田地区まち協資機材点検の実施（小和田小学校内）
子ども	長期休暇中のフリースペース継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子どものに関して以下のような課題が考えられるため、それについて検討後、委員会に提案して、地域全体の協力により実施対応していく [考えられる課題] コミュニティスクール、学童、親御さん不在時の防災対応、フリースペース、市長と語る会質問事項等

(2) 市長と語る会質問事項（検討事項）

- ・まち協の在り方
- ・防災関連
- ・地区内 3 施設の連携について
- ・地域活動者確保について

令和8年度 小和田地区まちぢから協議会収支予算書

収入の部

項目	予算額	内 訳
運営等助成金（市より）	250,000	運営費等助成金
特定事業費助成金（市より）	110,000	フリースペース小和田開催事業費
合 計	360,000	

支出の部

項目	予算額	内 訳	
運営費（本部＋部会）	【本部】		
	事務消耗品費	10,000	事務用品、消耗品
	会議費	0	会議費
	印刷製本費	35,000	印刷・コピー
	通信運搬費	0	切手代
	事業費	5,000	保険料
	事務作業手当	10,000	事務作業に伴う手当
	役員手当	90,000	役員5名及び部会長4名（10,000円×9）
	旅費交通費	5,000	まちぢから協議会連絡会研修会交通費
	その他	0	
	本部小計：	155,000	
	【部会】		
	交通安全部会	25,000	活動継続取組み対応用 印刷・コピー
	広報部会	55,000	広報紙63号/64号発行、ブログ使用料、印刷・コピー
	防災部会	5,000	印刷・コピー
	子ども部会	5,000	情報収集、印刷・コピー
	予備費	5,000	
	部会小計	95,000	
	運営費小計	250,000	
特定事業費	委託料	110,000	フリースペース小和田開催事業費(予備費7,110円を含む)
	特定事業費 小計	110,000	
市への返還金	運営費等助成金 返還金	0	
	特定事業助成金 返還金	0	
	市への返還金 小計	0	
合 計	360,000		

特定事業の概要（小和田地区 広報誌発行事業）

小和田地区「まちぢからニュース」は第1号を平成26年2月1日号として創刊以来、現在は4ヶ月に一度のペースで発行している。

当初はまちぢから協議会の事務局からの告知活動として、A4の白黒印刷で、自治会回覧としていたため経費もほとんどかからなかった。令和2年6月15日発行の第48号を機会にA4のカラー両面印刷とし、内容もまちぢから協議会の部会活動や各自治会活動に記載内容を充実し、全面カラー印刷の全戸配布とした経緯がある。

令和4年度からは特定事業助成金を活用し、年間のまちぢからニュースの集大成として、記事内容やビジュアル等を更に充実させた「まちぢからニュース」特集号を発行している。

本事業は、まちぢからニュース特集号として、小和田地区まちぢから協議会の設立から10年目の年となるため、これまでの活動の振り返りや今後のまちぢから協議会に期待するエッセイ（寄稿文）を掲載した小冊子を発行するものである。

特定事業実施報告書（小和田地区 広報誌発行业）

事業の実施内容	活動内容	まちぢからニュース特集号として、小和田地区まちぢから協議会の設立から10年目の年となるため、これまでの活動の振り返りや今後のまちぢから協議会に期待するエッセイ（寄稿文）を掲載した小雑誌を発行した。		
	活動期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日まで		
	実施体制	広報部会にて企画・取材編集し、印刷は外部に発注	周知方法	小和田地区住民に小冊子を配布
	参加者数	広報発行対象 6,000世帯	実施日	62号 3月15日発行
事業の目的や効果は達成できましたか	小和田地区まちぢから協議会設立10周年記念号として、設立に携わった方々の苦労や思い出を記録として残すことができ、さらに若い方々から今後のまちぢから協議会への期待も語っていただいた。この内容を小和田地区の多くの方に知っていただければ、まちぢから協議会への理解は深まると思える。			
事業を計画的に実施することができましたか	当初はA4サイズ、40ページの誌面構成で寄稿文のほかに、役に立つ地図や情報、小和田地区を含めた市内の紹介を掲載する予定であったが、試し印刷時点で1冊の重さが110gとなる事が判った。110gx6000部=660kgとなり、我々が取り扱える量でないと判明。結果的にB5サイズ、26ページとして重さを半減、寄稿文と「まちぢから協議会の歩み」のみとなってしまった。まちぢから協議会の規模や配布手段を考慮すると、このサイズが限界と思われた。			
予算計画や予算配分は適正でしたか	当初の予算立案時と異なった媒体（新聞形式→雑誌）としたため、予算の縛りがあった。そのため印刷業者に任せず、ネットの安価な業者に委託した結果、予算内で安価な印刷物ができた。			
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	まちぢから協議会の役員会・委員会で随時編集方針を伝え、意見聴取に努めた。 広報部会会員は地域の6自治会から集まっており、寄稿文は自治会ごとに出していただけるよう委員を通じてお願いした。			
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	広報部会で編集に対する色々な意見を戴き、さらに校正ではよく読み込んでいただき、多くの指摘があり原稿に反映できた。 原稿依頼された方々も丁寧な原稿執筆をしていただき、地域の歴史、これからを書き留めた良き記録となったと思われる。			
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	広報部会活動を通じて、各自治会のメンバー間の繋がりができ、各人にさまざまな能力があることを知る事ができた。今後の役割分担に役立つと感じている。 今回の雑誌の発行により、まちぢから協議会への理解が深まりコミュニティの醸成につながることを期待している。			
課題と今後の展望について	今回はまちぢから協議会設立10周年記念という特集号で、「まちぢから協議会の歩み」を編集する際、過去の「まちぢからニュース」がとても役に立った。特に昔の広報紙については、詳細な内容は記憶にはほぼ残っていなかったが、「記録」として、現在も参照できるのは素晴らしいことと思えた。 広報という縛りのみでなく、「記録」を考慮した広報活動も必要かと感じた。			

収支決算書

収入

科 目	予算額	決算額	内 訳
補助金	285,000	285,000	認定コミュニティ特定事業助成金
計	285,000	285,000	

支出

科 目	予算額	決算額	内 訳
委託料	275,000	275,000	印刷依頼 6,000部 第57号=部(全戸配布) A3・8頁 (税込275,000円)
予備費	0	440	振込手数料
市へ返還	10,000	9,560	
計	285,000	285,000	



小和田地区まちぢから ニュース

発行：小和田地区まちぢから協議会
 問合せ：小和田地区コミュニティセンター
 電話：0467-52-9016

令和7年度 小和田地区まちぢから協議会 新委員の紹介

令和7年度、小和田地区まちぢから協議会の新委員が4月12日(土)に開催の定期総会で決定しました。会長、副会長、書記および会計の役員は前年度から引き

続き留任しました。

今年度から新たに、上赤羽根自治会会長の細田氏が、オブザーバとして委員会に出席されます。



小和田コミセンでの定期総会

新たに立ち上げた
「こわだまち協ブログ」



役職	氏名	所属団体
会長	隼石 剛	小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会会長
副会長	三浦 一浩	赤松町自治会会長
副会長	下山 博	協議会推薦 (プランヴェール湘南茅ヶ崎自治会)
書記	大野 久美子	協議会推薦 (菱沼小和田自治会)
会計	川原 葉月	交通安全部会部会長・協議会推薦
監事	日比 雅美	協議会推薦 (新宿自治会)
監事	小林 範夫	協議会推薦 (赤松町自治会)
部会長	風岡 学	広報部会部会長・自治会連合会会長 (赤松自治会)
	豊田 幸子	防災部会部会長・協議会推薦 (菱沼小和田自治会)
	高木 眞由美	子ども部会部会長・協議会推薦 (本宿自治会)
委員	眞壁 章	本宿自治会会長
	安良岡 靖史	新宿自治会会長・松林学区青少年育成推進協議会代表
	北嶋 洋	菱沼小和田自治会会長
	竹内 文雄	赤松自治会会長
	木下 博晃	プランヴェール湘南茅ヶ崎自治会会長
	齋藤 里子	小和田小学校区青少年健全育成推進協議会会長
	山田 恒久	小和田地区民生委員児童委員協議会会長
	矢藤 誠治	小和田地区社会福祉協議会会長
	鈴木 徳信	松林地区体育振興会代表・(一社)辻堂西口YU-ZUルーム代表理事
	山下 真人	みんなのこわだ ボランティアセンター長
	小林 玲子	小和田小学校こわだ会代表
	佐藤 律子	赤羽根中学校保護者と教師の会代表
	三瓶 まどか	松林中学校PTA代表
	片山 加奈子	松林小学校PTA代表
	山口 薫	杉の子子ども会代表
	須藤 亮	公募委員 (新宿自治会)
	南 吉夫	公募委員
市役所担当	杉本 真太郎	市民自治推進課主事
オブザーバー	高澤 誠	小和田小学校校長
	細田 勲	上赤羽根自治会会長

令和7年度 各自治会の紹介

■本宿自治会 会長：眞壁 章 (まかべあきら)

本宿自治会は昭和32年2月1日に結成しました。本宿町全体と代官町、赤松町、小和田2丁目・3丁目、菱沼3丁目のそれぞれの一部が、本宿自治会の区域です。約1,700世帯で35の班を構成し、約半分の班は集合住宅です。

昭和45年8月1日に自治会の拠り所として、旧本宿自治会館（昭和55年までは本宿公民館）を建設しました。資金は当時の会員がそれぞれの分に応じて拠出しました。自治会館が老朽化すると先人の意志を継いで資金を積み立て、行政の援助を受けながら建て替えました。新本宿自治会館の落成式を平成27年3月15日に行いました。今年10周年を迎えました。

平成21年5月13日に、自治会の広報紙「本宿自治会情報」第1号を発行しました。自治会の情報を発信するため今後も発行を続けています。回覧板や掲示板をご覧ください。

平成27年4月1日に自治会のホームページを作成しました。色々な情報を掲載しています。QRコードを読み取ってご覧ください。



本宿自治会H.P.



■新宿自治会

会長：安良岡靖史 (やすらおかやすし)

新宿（あらじゅく）自治会は、お互いに協力し合い、住みよい町を創るため次のような活動に取り組んでいます。

「ごみのないきれいな街にしたい」、「こどもやお年寄りが健やかに暮らせる地域にしたい」、「誰もが安全・安心に暮らせる地域にしたい」、「災害時は地域で助け合って被害を小さくしたい」、このような地域のさまざまな願いに応えながら、同じ地域に住む人々が顔見知りになり、共通の話題から親睦を深め住みよいまちづくりを目指しています。

住民同士の絆を強め、地域を活性化するためのふれあいのあるまちづくりとして、4月の「草遊祭」では子どもたちが楽しめる縁日的内容と皆さんの食材として弁当と野菜の販売を、8月には熊野神社境内をお借りして「納涼祭」を開催し、盆踊りと休憩時間のアイスクリームを楽しみに暑い夏を乗り切っています。

きれいなまちづくりでは、ごみ集積所の維持管理と遊歩道の除草など地域の美化活動を行っています。

いつ来るかわからない災害に備え、隣近所で助け合う自主防災組織において、日頃から防災訓練の実施、防災資機材の整備等の防災対策を行っています。



■菱沼小和田自治会 会長：北嶋 洋 (きたじまひろし)

菱沼小和田自治会は、菱沼小和田地区で活動する地域自治組織です。2007年に菱沼自治会から独立し、茅ヶ崎市で131番目の自治会として発足しました。現在、約1,200世帯が所属し、16組99班に分かれ、24名の評議員によって運営されています。

「安心・安全」をモットーに、顔の見える明るい街づくりを目指し、防犯パトロールや防災訓練、地域イベントの開催など、住民の交流と地域の活性化に努めています。活動拠点は市営住宅外複合施設にあり、地域の拠点として活用されています。また、小和田地区まちごから協議会にも参加し、地域全体の課題解決や情報共有を図っています。地域のつながりを大切に、住みよいまちづくりを推進しています。

地域住民の交流と連帯感を大切に、顔の見える関係づくりを推進しています。さらに、地域の歴史と伝統を守る取り組みの一環として、毎年夏に開催される菱沼八王子神社の「浜降り祭」、「例大祭」や「盆踊り」などの行事にも参加し、地域文化の継承にも力を入れています。



■赤松町自治会 会長：三浦一浩 (みうらかずひろ)

「赤松町自治会」は辻堂駅北側、藤沢市との市境に位置する自治会です。私たちは誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、日々さまざまな活動を行っています。

「防災訓練」、「防犯パトロール」はもとより、地域での顔見知りを増やし親睦を深めながら災害時の拠点設営・炊き出し訓練にもなる「親睦ふれあい

まつり」や「餅つき大会」も定期的を開催しており、地域に暮らす方への貢献活動を続けております。赤松町をもっと住みよい場所にするために、皆さまに自治会活動をご理解いただくとともに、ご参加ご協力を心よりお待ちしております。



「赤松自治会だより」毎月発行、「自治会ブログ」随時更新。



赤松自治会エリアMap

赤松自治会Blog

■赤松自治会 会長：竹内文雄 (たけうちふみお)

赤松自治会は昭和48年に設立された自治会で、今年の定期総会で第53回を迎えました。最初は、昭和22年頃に建設された、神奈川県営住宅に引っ越してきた住民達の集まりです。規約の改定履歴を見ると、平成11年4月に、現在の「赤松自治会」と改称しています。

その後、平成30年にシエリア湘南辻堂（約350世帯）、グレイプス湘南辻道（現：ラヴィーレレジデンス湘南辻堂 約70世帯）が当自治会に加入し、戸建て住宅（約150世帯）が主であった自治会が、マンションと集合住宅の方が多くなりました。

現在の赤松自治会の住居エリアは左図の通りです。辻堂駅からは最も近い自治会で、近年はテラスモールが出来たため、中央を走る赤松中央通りは買い物客や通勤者の車のバイパスとなっています。

左側の自治会のロゴマークは、シエリアの方にデザインしていただいたもので、赤松の「赤」、烏帽子岩と波、AkamatsuのAをイメージしています。

■プランヴェール湘南茅ヶ崎自治会

会長：木下博晃 (きのしたひろあき)

プランヴェール湘南茅ヶ崎自治会は、ひとつのマンションの居住者のみで構成している、小さな自治会です。

マンションができて31年、自治会が発足して29年になります。現在は100世帯が居住、100世帯すべてが自治会に加入しています。役員は輪番制で、10年に一度担当することになっています。すでに役員を3回経験した方も多く、自治会活動、地域活動に対するご理解、ご協力をいただいています。

地域活動（まちづから協議会、各部会、コミセン運営、防災、社会福祉など）については、役員に担当を振り分けて負担にならないようにし、月1回の役員会で、情報交換、情報共有を図っています。任期が1年ということで、活動に慣れた頃には引継ぎとなり、周りの自治会の方々には、そのたびにご指導、ご相談させていただきながら活動を進めています。

昨年、防災リーダー有志の皆さんにより防災リーダー会が立ち上がりました。防災訓練、防災資機材の整備など、助言をいただきながら防災活動に注力しています。



エントランス



防災倉庫



掲示板

令和7年度 各団体の紹介

■小和田地区社会福祉協議会

会長：矢藤誠治（やとうせいじ）

小和田地区社会福祉協議会は、小和田地区まちぢから協議会区域の自治会と社会福祉事業等の関係者が協力し、地域福祉の増進を図る事を目的としています。

主な事業としては、小和田地区在住70歳以上の方を対象とした「ふれあいサロン小和田」（右写真：YU-ZUルームにて開催）、未就園児と保護者を対象とした「子育てサロンぽっかぽか」を毎月開催。「ふれあい福祉バザー」、「認知症声かけ訓練」、「救命救急講習会」等の開催は地域の方々との交流の場所として、多くの皆さんに楽しく学んで頂いています。

特別事業として「みんなのこわだボランティアセンター」は日常生活支援（草取り・買い物代行等）の他にもサロン活動、みんなで学んで楽しむ「健康麻将」、「メダカの学校」等、地域で支える仕組みづくり、『地域福祉活動の拠点』として様々な役割を担っています。

これからも、地域の方々に「地区社協」の事業をご理解して頂き、ご支援ご協力をよろしくお願いいたします。



ふれあいサロン小和田



■小和田地区民生委員児童委員協議会

会長：山田恒久（やまだつねひさ）

小和田地区民生委員児童委員協議会は、各自治会から推薦された民生委員・児童委員19名とまち協推薦の主任児童委員2名の21名で活動しています。『気づく、つなぐ、見守る』をモットーに、こどもたちと保護者、障がい者、高齢者の方々の身近な相談相手として、地域の中で見守り活動をしています。

毎月の定例会では、地域内外の情報交換や事例報告、勉強会等を行っています。

近年は、こどもが安心、安全に過ごせる場所が少なくなっているのでは…ということで、この2年間、地域の皆さんと一緒に『こどもの居場所を考える』というフリースペース活動も行っていました。

こどもから大人まで、地域の皆さんが安心、安全に暮らせる様に、地域の各団体や皆さんと一緒に助け合っていければ嬉しいです。民生委員児童委員は、地域を見守る身近な相談相手です。



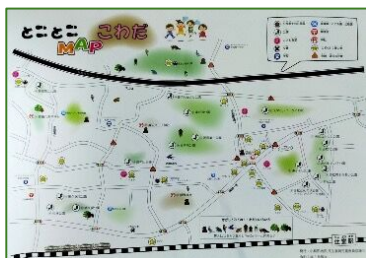
フリースペース(昨年)



民児協のキャラクター



Sパティオ店頭にて



とことこ小和田MAP

■小和田小学校区青少年健全育成推進協議会

会長：齋藤里子（さいとうさとこ）

小和田小学校区青少年健全育成推進協議会は、地域で青少年育成活動を行うことを目的に組織化されました。年に4回開催の学区委員会は、小和田小学校・赤羽根中学校の校長が顧問となり、推進協運営役員と学区内の自治会長をはじめ、地区民児協、学童クラブ、保護者の会の方々に参加し、情報共有や意見交換を行っています。青少年育成に関心のある地域住民の方は、どなたでも参加いただけます。

主な活動として「地域パトロール」、「夏休み親子の木工教室」、「子ども大会」、「中学生と大人のつどい」等があり、小和田地区の多くの子ども達に参加します。



編集後記

令和7年度からまちぢから協議会/広報部会部長を務めることになり、担当として初めての「小和田地区まちぢからニュース」第60号を発行します。年度最初の号はまち協の新委員達の紹介を一面で行いました。写真は定期総会の様子です。

他の紙面は小和田地区の各自治会と団体の紹介です。また、一面右上に掲載の様に、新たに「こわだまち協ブログ」を立ち上げました。紙媒体による広報のみで無く、速報性を重視したブログとして、充実した内容にする予定ですので、是非ご覧ください。



小和田地区まちぢから ニュース

発行：小和田地区まちぢから協議会
問合せ：小和田地区コミュニティセンター
電話：0467-52-9016

令和7年度 小和田地区まちぢから協議会各部会の紹介

小和田地区まちぢから協議会が発足して10年を迎えました。発足からいくつかの部会が立ち上がり、活動後、役割を終えていった部会もあります。

今号では、現在も活発に活動している部会を紹介します。なお、小和田地区での感震ブレーカーの設置率が最低とのことで、特別に紙面を割きました。

広報部会

■部会長：風岡 学 (かざおかまなぶ)

令和7年度から前任の香山氏より引き継いで、新たな活動を始めました。今まで苦勞して作られてきた「まちぢから協議会」ホームページを、段階的にブログ方式の「こわだまち協ブログ」に移行しています。ホームページは管理・運営に負担が大きいのですが、当面は更新しています。

刊行物も、2年続けて特集号を発行されていましたが、今年はまち協設立10年目の節目であることを受け、新聞形式ではなく、保存版となりうる小雑誌形式での記念号を発行予定です。来年以降は特集号を廃止し、ネットワークを活用した、デジタルでの情報発信を積極的に進めていく予定です。

部会員は各自治会6名+団体（社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、青少年健全育成推進協議会）3名で構成。



こわだまち協ブログ



交通安全部会

■部会長：川原葉月 (かわはらはづき)

今年度の交通安全部会員は10名です。私が部会長になって3年目に入りました。

活動内容は、

- ◆ 自転車の車道左側通行の啓発活動
- ◆ 時速30km規制道路でのゾーン30啓発活動
- ◆ 「草あつめ」と題した道路の草取り
- ◆ 小学校の通学路点検
- ◆ 小学校の歩行訓練教室、自転車教室への参加

部会活動を通して地域の人たちが少しでも安心安全に暮らせる地域づくりになればと思っています。

部会員の方たちと寄り添い知恵を出し合い、やることを楽しく、無理のない活動を継続していききたいです。



ゾーン30啓発活動



車道左側通行啓発活動



草あつめ



通学路点検

防災部会

■ 部会長：豊田幸子（とよださちこ）

防災部会は令和2年9月に発足し、今年で丸5年活動を続けてきました。当初は「防災関連情報の共有」を活動方針としていましたが、令和4年度からは小和田地区自治会連合会主催で行っている、各種防災訓練の企画・立案等の活動を始め、「防災関連の情報発信」を活動方針に加えました。

現在、部会員は7名で構成、各自治会から最低1名の参加があり、検討された内容は各自治会にフィードバックされています。

コロナ禍でも「安否確認訓練」は従来通り実施。コロナ禍以降に再開した、防災訓練に関しては以前と異なる方式で防災部会において企画・立案。新たな訓練として「避難所開設訓練」に引き続き、「広域避難場所避難訓練」を提案して、小和田地区自治会連合会主催の防災訓練をサポートしています。

茅ヶ崎市内で小和田地区が「感震ブレーカー」の設置率最下位であることを受け、昨年度より、設置率の向上を目標の一つに掲げています。今回は特別に「感震ブレーカー」特集とさせていただきます。

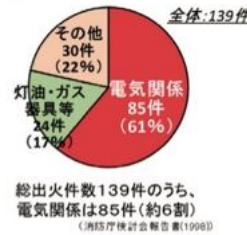
感震ブレーカーの普及啓発（政府方針）

火災の原因の過半数は電気

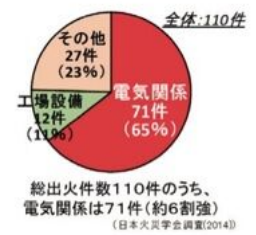
東日本大震災における本震による火災のうち、原因が特定されたものが110件。そのうち過半数（65%）が電気関係の出火でした。

地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する通電火災のことです。

《阪神・淡路大震災》



《東日本大震災》



電気火災対策には、感震ブレーカーが効果的

「感震ブレーカー」は、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。

感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

「感震ブレーカー」を復旧させる際は、ガス漏れがないこと、**すべての電気機器が安全な状態**であることを、必ず確認ください。高い場所に設置の場合、転倒に注意し、困難な場合は近くの方に頼みましょう。

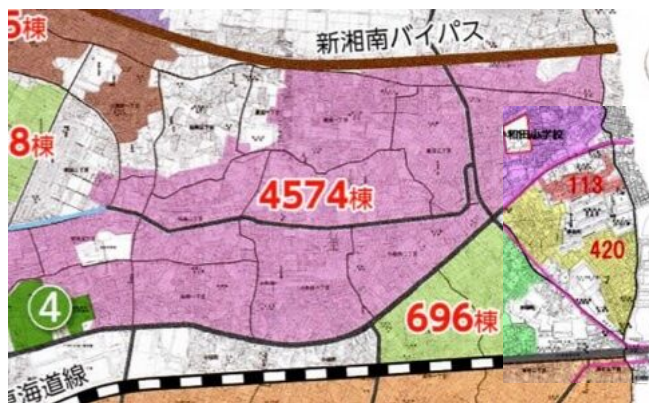


茅ヶ崎市のクラスターは県内最大規模

大震災が起きて、火災が発生すると密集住宅地は大規模火災になる恐れがあります。クラスターとは、その地域で火災が発生し放置すると、延焼によりその地域全体が火災に巻き込まれる地域のことです。

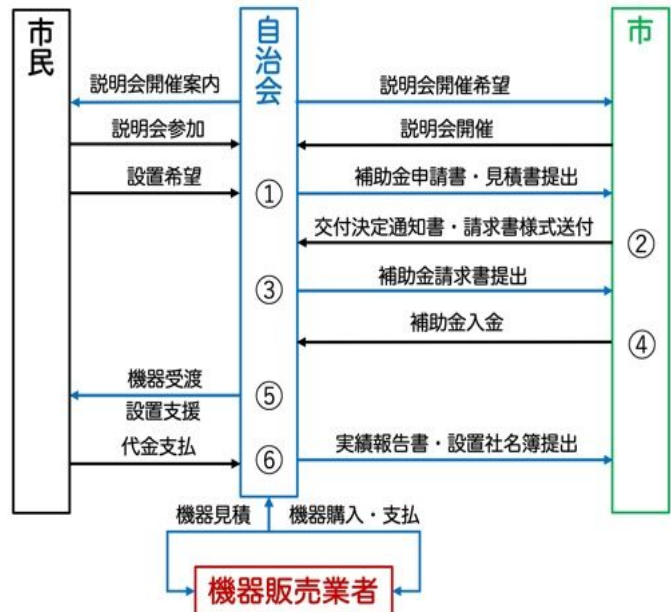
茅ヶ崎市は県内でも最大規模のクラスターが存在しています。小和田地区は500棟以上のクラスターが2箇所、それ以外のエリアも小規模クラスターとなっており、とても危険な地域です。（下図参照）

震災時は同時多発的に火災が発生し、消火活動が間に合わないケースが多いと予測されます。“火災を起こさない”自己防衛が必須です。



補助金と申請方法

感震ブレーカー普及促進のため、以下の補助金を交付。感震ブレーカーの税込本体価格の2/3（100円未満切り捨て。上限金額3,000円）。下図は申請方法。



茅ヶ崎市の感震ブレーカー地域ごと設置割合

地区	申請数		累計設置率%	
	R6年度	R7年度現在	R6年度	R7年度現在
茅ヶ崎	22	0	15.1	14.9
茅ヶ崎南	127	70	29.8	30.6
海岸	0	0	54.2	53.7
南湖	7	0	8.2	8.1
湘南	0	0	7.5	7.4
鶴嶺東	26	5	13.9	13.8
鶴嶺西	24	2	7.3	7.3
松林	39	16	12.9	12.9
小和田	115	186	4.7	7.1
松浪	19	9	14.2	14.2
浜須賀	75	1	31.7	31.5
湘北	37	23	12.6	12.8
小出	36	4	6.9	6.9
	527	316	17.4	17.6

感震ブレーカーの設置率を市内の各地区ごとと、小和田地区の自治会ごとに集計しました。左の表では令和7年度の現在までの集計なので、最下位は脱出しています。赤松町自治会のマンションで、全戸設置した結果です。





下表は令和6年までの小和田地区各自治会の設置数です。

協議会	自治会	H27	R2	R3	R4	R5	R6	合計
小和田地区	新宿	3		6	6	3	17	35
	本宿	4						4
	赤松町						20	20
	赤松	2	21	65	3	4	17	112
	菱沼小和田	3		27	30	12	46	118
	アソヴェール				49		15	64
小計		12	21	98	88	19	115	353

感震ブレーカーの選定の手引

機器名	① ヤモリ	② ヤモリ・デ・セット	⑨ 瞬断
写真			
特徴 (地震発生と同時に作動タイプ)	バネの力でブレーカーを自動的に遮断。分電盤本体に設置。蓋付きの分電盤では蓋が閉まらなくなる。基本的に漏電ブレーカーに設置。地震発生と同時に作動する。	バネの力でブレーカーを自動的に遮断。分電盤本体に設置。基本的に漏電ブレーカーに設置。蓋付きの分電盤に対応、設置が難しい。地震発生と同時に作動する。	揺れを検知すると疑似漏電により漏電ブレーカーを作動させ、電気を遮断する。地震発生と同時に作動する。コンセント（アース又は3端子付）に取り付ける。漏電ブレーカーが必須。
参考価格 【自己負担額】	3,080円 【1,080円】	5,830円 【2,830円】	6,380円 【3,380円】
昨年度設置実績	62%	7.2%	21.8%

地震発生と同時に作動するタイプでは、手元に懐中電灯等の非常用の明かりを準備することが必須です。

機器名	⑤ki感震センサー (アース線タイプ)	⑥ki感震センサー (3端子タイプ)	⑦ 震太郎 (アース線・3端子タイプ)	⑩ZEN断+ (アース線・3端子タイプ)
写真				
特徴 (地震発生3分後作動タイプ)	遅延遮断機能を有し、揺れを検知した後、3分後にブレーカーを遮断。コンセント（アース又は3端子付）へ設置することで、揺れを検知すると疑似漏電により漏電ブレーカーを作動させ、電気を遮断する。漏電ブレーカーが必須。 ⑤と⑥は壁にネジで取り付ける必要あり。 ⑦は3端子・アース線どちらも対応。 ⑩は3端子・アース線どちらも対応。遮断間隔を0~3分で調整可能。			
参考価格 【自己負担額】	7,040円 【4,040円】	7,480円 【4,480円】	10,780円 【7,780円】	6,380円 【3,380円】
昨年度設置実績	4.2%	0.4%	3.6%	0 (新製品)

⑦ 震太郎は新築マンションの方々が多く購入、壁に穴を開けずに済みます。
⑩ 新製品なので、購入数はゼロですが、価格と取り付けやすさでは群を抜いています。
【備考】 機器名に付された番号は、市が付けた番号で順不同で掲載しています。

子ども部会

■ 部会長：高木真由美 (たかぎまゆみ)

小和田地区まちぢから協議会こども部会は、令和7年4月新たに立ち上がった部会です。令和5年より小和田地区民児協において「子どもの居場所を考える」をテーマに様々な活動をしてきた中で、「フリースペース」の開催は子ども達から保護者の皆さんまで特に要望が多く、地域全体で考え継続していくべき活動としてこども部会が立ち上がりました。また、フリースペースを開催することで小和田地区の子ども達の課題を考える機会となるよう部会活動をしていきたいと思ひます。

今年のフリースペースは夏休み期間中に全9日間開催しました。(YU-ZUルーム：5日間、小和田地区コミセン：4日間)フリースペースは基本的に場所の提供で、「何をしてもよい、何もしなくてもよい」を基本として地域の大人達の見守りの中、安心して過ごせる居場所です。その中で地域とつながりを持てるようなイベントを開催しました。(勿論参加は自由です)

- ◆ ステンシル教室：赤羽根中学校美術部の方による創作活動。優しく丁寧に教えてました。
- ◆ 英語でスタンプラリー：中学生にお手伝いしてもらいながら英語に楽しくふれあいました。
- ◆ プラ板作成：習った英語で名前と絵を描き素敵な作品ができました。
- ◆ パンづくり：自分の好きなものを型作り 美味しく焼きました。
- ◆ 絵手紙教室：地域で活動されてるサークルの皆さんと団扇に描きました。大人気の活動に！
- ◆ 紙飛行機作り：コミセンの大広間に紙飛行機が飛び交いました。
- ◆ 夏の身近な生き物について：茅ヶ崎市都市部景観みどり課によるクイズ形式で、茅ヶ崎に生息するいきものについて勉強しました。沢山の蝉の抜け殻、生きているバッタやカブトムシやクワガタに夢中でふれあいました。
- ◆ 盆踊り練習会：地域の方と一緒に楽しく練習、本番の盆踊りはもっと楽しかったかな？
- ◆ ボッチャ：投げ方の工夫や作戦を練り審判も子どもたち自身でおこないました。
- ◆ キッズヨガ：体も心ものびのびと。整ったかな？
- ◆ 水鉄砲大会：子どもも大人も大はしゃぎ！びしょ濡れになりながら笑顔一杯でした。

地域にはけん玉名人、折紙名人、多様な名人がいらっしゃり協力いただきました。

中学生・高校生・大学生達がユースボランティアとして参加してくれました。いずれも楽しくボランティア活動ができたとの事、また「自身が子どもの時には親たち(大人達)は、色々と考えてくれていたんだな」と新たな気づきがあったとうれしい意見もあり、昨年から2度目の参加やその後の地域のお祭りに参加とつながりができました。

「小和田地区は公園で子ども達がのびのび遊んでいますか?」「大人も子どもも気軽に出入りできる場所がありますか?」このような事を心にとどめながら 子ども達の“やりたいな!”の気持ちに応える活動していきたいと思ひます。

